

文教警察委員会会議記録

文教警察委員長 宮成 公一郎

1 日 時

令和 8 年 6 月 2 3 日（火） 午後 1 時 0 0 分から
午後 2 時 0 8 分まで

2 場 所

第 2 委員会室

3 出席した委員の氏名

宮成公一郎、阿部長夫、志村学、三浦正臣、成迫健児、原田孝司、戸高賢史

4 欠席した委員の氏名

な し

5 出席した委員外議員の氏名

小川克己、福崎智幸、佐藤之則

6 出席した執行部関係者の職・氏名

教育長 山田雅文、警察本部長 平松伸二 ほか関係者

7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

8 会議の概要及び結果

- （１）第 7 8 号議案については、可決すべきものと全会一致をもって決定した。
- （２）陳情 2 0 及び陳情 2 1 について、質疑を行った。
- （３）県内所管事務調査のまとめとして、執行部から報告を受けた。
- （４）九重町松木における土砂災害に伴う警察措置について及び令和 7 年度予算の繰越しについて、執行部から報告を受けた。
- （５）閉会中の継続調査について、所定の手続を取ることにした。
- （６）県外所管事務調査の行程を決定した。

9 その他必要な事項

な し

1 0 担当書記

議事課委員会班 主査 神農和成

政策調査課調査広報班 主任 瑞木彩乃

文教警察委員会次第

日時：令和8年6月23日（火）13：00～

場所：第2委員会室

1 開 会

2 教育委員会関係

13：00～14：00

（1）付託案件の審査

第 78号議案 大分県立学校職員及び大分県市町村立学校県費負担教職員定数条例の一部改正について

（2）付託外案件の審査

陳 情 20 高等学校における平和教育及び校外学習の政治的中立性と安全確保を求める陳情について

陳 情 21 公立中学校における平和教育及び校外学習の政治的中立性と安全確保を求める陳情について

（3）県内所管事務調査のまとめ

①部活動の地域展開について

（4）その他

3 警察本部関係

14：00～14：45

（1）九重町松木における土砂災害に伴う警察措置について

（2）県内所管事務調査のまとめ

①特殊詐欺の現状と被害防止に向けた取組について

（3）諸般の報告

①令和7年度予算の繰越しについて

（4）その他

4 協議事項

14：45～15：00

（1）閉会中の継続調査について

（2）県外所管事務調査について

（3）その他

5 閉 会

会議の結果

宮成委員長 ただいまから、文教警察委員会を開きます。

本日は、委員外議員として小川議員、福崎議員、佐藤議員に出席いただいています。委員外議員の方が発言を希望する場合は、委員の質疑の終了後に挙手し、私から指名を受けた後、長時間にわたらないよう、要点を簡潔に御発言願います。

それでは、議案審査に入ります。第78号議案大分県立学校職員及び大分県市町村立学校県費負担教職員定数条例の一部改正について、執行部の説明を求めます。

山田教育長 教育長の山田でございます。

初めに私から一言、御挨拶を申し上げます。

委員の皆様方には、日頃から教育行政の推進に様々な御尽力をいただいておりますことに改めて厚く御礼申し上げます。

本日は、付託案件1件、付託外案件2件、県内所管事務調査のまとめ1件について、説明、報告いたします。

関係事項は、それぞれ担当課長から御説明いたします。よろしく願いいたします。

神屋教育人事課長 第78号議案大分県立学校職員及び大分県市町村立学校県費負担教職員定数条例の一部改正について、御説明します。

資料2ページを御覧ください。

1 改正理由を御覧ください。令和8年5月1日を基準日とする学校基本調査等により、令和8年度の児童生徒数が確定しました。これに伴い、県立学校職員及び市町村立学校県費負担教職員の定数も確定しましたので、条例改正を行うものでございます。なお、資料下段の四角囲みに児童・生徒数の前年度比較を記載しております。

2 改正内容を御覧ください。県立学校で38人の定数増、市町村立学校職員で75人の定数減となっています。

3 主な増減理由を御覧ください。県立学校職員につきましては、高等学校の収容定員の減は

あるものの、特別支援学校の児童生徒数が増えたことや、学びヶ丘中学校の開校により生徒数が増えたこと等により、定数が増加したものです。

市町村立学校職員につきましては、児童生徒数の減により、定数が減少したものです。

宮成委員長 以上で、説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。委員の皆様から質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

宮成委員長 それでは私の方からお聞きしますが、主な増減理由ということで、市町村立学校の場合ですけれども、児童生徒数の減により定数が減少とありますけれども、具体的には既存の学校のクラスが減ったとか、あるいは統廃合によって学校自体がなくなったとか、あるいは職員、生徒の数の減少に伴って複式の学級等々が考えられると思うんですけれども、どのような形か分かる範囲で構いませんのでお答え願います。

神屋教育人事課長 市町村立学校の教員の定数については、公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律によりまして、学級数を基に教員の定数を算出するということになっております。そちらの資料の四角囲みにありますように、市町村立学校、小学校においては1,783人、中学校についても529人ということで、児童生徒数が減っております。これに伴いまして、学級数が減っておりますので、75人減の主な理由としては、児童生徒数の減というところになります。

委員長から御質疑のありました統廃合の部分ですけれども、今年度は杵築市立立石小学校、中津市立津民小学校、津久見市立越智小学校、津久見市立四浦東中学校の計4校でございます。津久見市立越智小学校と津久見市立四浦東中学校については、元々休校になっておりますので定数の影響はございませんが、杵築市立立石小学校については、児童4人、教員3人がいまし

た。これが杵築市立山香小学校へ統合したのと、中津市立津民小学校が児童２人、教員２人がいましたので、これが中津市立城井小学校に統合ということで、合わせて５人の定数減ということになりました。こちらは７５人の定数減の中に含まれております。

宮成委員長 主だった理由は学級数の減ということですね。ありがとうございました。

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

宮成委員長 委員外議員の方は、質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

宮成委員長 ほかに御質疑等もないので、これより採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

宮成委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、付託案件の審査を終わります。

次に、付託外案件の審査に入ります。議長から回付されている陳情２０及び２１について、執行部の意見を求めます。

板倉教育改革・企画課長 陳情２０高等学校における平和教育及び校外学習の政治的中立性と安全確保を求める陳情について及び陳情２１公立中学校における平和教育及び校外学習の政治的中立性と安全確保を求める陳情について、御報告します。

資料３ページをお開きください。

本陳情は、高等学校及び公立中学校における平和教育、修学旅行・校外学習の政治的中立性、適正性、安全性の確保を求めるものです。

学校における教育活動は、教育基本法や学習指導要領に基づき適切に行われるべきものであり、これまでも政治的中立性の確保について指導をしてきたところです。

また、教育活動中の安全管理については、学校保健安全法に基づき、各学校に作成が義務付けられている危機管理マニュアルの中に、危険等発生時の職員が採るべき措置等を定めるよう

に指導しています。

本年３月の京都府内の高等学校における校外活動中の生徒死傷事故を受け、改めて教育活動の政治的中立性の確保、校外活動時の安全確保等について点検するよう指導を行っています。

宮成委員長 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

宮成委員長 委員外議員の方は、質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

宮成委員長 別に御質疑等もないので、以上で、付託外案件の審査を終わります。

次に、去る５月１２日から６月２２日にかけて行った県内所管事務調査のまとめを行います。執行部の説明をお願いします。

板倉教育改革・企画課長 今年度の県内所管事務調査において、教育事務所３か所、学校９か所、遠隔教育配信センター及び香々地青少年の家を調査していただきました。

各学校等の特色ある取組や、新たに開校した学びヶ丘中学校、別府やまなみ支援学校の状況などを御視察いただいたところです。

本日はそのまとめとしまして、委員の皆様から特に多くの御質疑や御意見をいただいた部活動の地域展開の取組について、体育保健課長から御報告いたします。

吉野体育保健課長 部活動の地域展開について、御報告申し上げます。

資料５ページを御覧ください。

本県では、国の改革実行期間に合わせ、令和１３年度末までに、休日の部活動を原則全ての地域へ移行することを目指し、各市町村と連携して取り組んでおります。既に休日の展開を完了している豊後大野市、竹田市、佐伯市では、受け皿や指導者の確保において一定の成果を上げております。特に豊後大野市では、本年８月に全ての部活動を地域クラブ活動へ完全移行する先進的な取組を予定しております。また、佐伯市でも休日の完全移行に伴い、部活動を廃止した学校がございます。一方、県内全体の傾向

としては、必要とされるクラブ数や指導者の確保が2割程度にとどまっていることが、大きな課題となっています。

県といたしましては、この地域展開をさらに加速するため、1信頼される受皿の設置と2指導者の確保を重要な柱と位置付け、専門家の派遣などにより市町村を伴走支援しているところです。

それでは、これら二つの柱に基づく具体的な取組について御説明いたします。

まず、一つ目の柱である1信頼される受皿の設置についてです。地域クラブ活動における認定制度を御覧ください。この制度は、クラブのコンプライアンス順守やガバナンス強化を目的とし、市町村が国が示す認定要件等に基づき地域クラブを認定するものです。現在既に9市町村が制度を策定済みであり、今年度中には全市町村で策定される見込みです。本制度により、民間スクール等と一線を画し、学校教育の延長線上にある教育的配慮が行き届いた活動の質を確保いたします。認定にあたっては、活動時間・休養日の順守、適切な参加費等の設定など、七つの要件を厳格に審査します。認定クラブに対しては、学校施設等の優先利用・使用料減免に加え、大会参加時の交通費・宿泊費の補助など、こどもたちの活動を支える支援策を検討してまいります。

次に、二つ目の柱である2指導者の確保についてです。

資料6ページの地域スポーツ指導者養成事業を御覧ください。

最大の課題である指導者確保に向け、県内の大学生等を対象に、高い倫理観と競技指導力を兼ね備えた人材を養成するプログラムを実施しております。昨年度は51人が修了し、県教育委員会が認める指導者として、大分県地域クラブ活動等指導者人材バンク（クラサポおおいた）に登録いたしました。令和9年度末までに累計250人以上の指導者を養成し、市町村の指導者確保を強力に後押ししてまいります。

県といたしましては、各市町村や関係団体と緊密に連携しながら、部活動の地域展開を着実

に推進してまいります。

宮成委員長 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から質疑、御意見等はありませんか。

戸高委員 今、クラサポへの登録が441名ということで、その登録の前提となるものがこの養成プログラムの受講だと思うのですが、競技種目ごとのばらつきというか、偏りというか、そういうのをどうやって解消していくのかということと、あと人数が多いスポーツであるとか、競技人口が少ない特殊なスポーツがあるといった場合に、例えば小学校ですごく注目を集める生徒がいたと。その方が県内で活躍をしていくためのサポート体制をつくっていくというのも大事な視点だと思うのですが、そういう競技のバランス、そして特殊なスポーツに対する指導者への結び付け、そうしたものをどう考えているのかお聞かせください。

吉野体育保健課長 ありがとうございます。

委員がおっしゃるとおり、現在競技のばらつきがございます。県内の指導者においては、例えば野球の指導者は多いけれども、バレーボールの指導者は少ないといったところもございます。

そういった中で、我々関係団体が、それぞれの競技団体に積極的にこの地域展開の説明を行い、できるだけ多くの競技者が指導者になっていただけるように働きかけをしておりますので、そういったところのバランスは取っていききたいと思っております。

また、二つ目の競技人口の少ないスポーツ、これに関しましても、競技団体と連携しながら、指導者の確保、それからそれができる環境づくりというのは進めていきたいと思っております。

また、さきほど申しました認定クラブの中には、それぞれ市町村が認定すれば、使用料を減免するような仕組みというものも今検討しておりますので、そういったところでサポートしていきたいと考えているところでございます。

戸高委員 ありがとうございます。

ちょっと参考までに聞かせてもらいたいんですけども、これを登録している人の地域偏在

というのはどんな状況ですか。

吉野体育保健課長 今取りまとめをしているところで、それぞれの地域にどのくらいの人数というのは今後出てくるかと思うのですが、ただこれを登録する際に、行ける地域を書き込めるようになっていますので、例えば大分市と別府市と佐伯市は行けますといったように、いろいろな地域に行けるような仕組みにはなっていると思っております。

成迫委員 今の地域スポーツ指導者養成事業に関連してなんですけれども、この事業は新しい指導者の掘り起こしというようなことで実施されると思うんですけれども、やはりこれまでのクラブ活動を支えてこられた指導者の方も知識や経験はあるんでしょうけれども、まだ古い考えを持った方もたくさんいらっしゃると思います。そういった方に向けてのアプローチも含めて、すごく内容が充実していると思うので、ただ新規で受けるだけではなくて、そういった方の要望があれば参加できるような体制にした方がいいと思うのですが、そのあたりはどうお考えでしょうか。

吉野体育保健課長 ありがとうございます。

委員がおっしゃるとおりで、今、潜在的には従来の部活動を外部指導者として指導していただいている方が500人から600人ぐらいいます。こういう方に関しても、今、市町村を通じて、このクラサポおおいたに入っていくように働きかけをしております。これに入っていいただければ、さきほど懸念されていたようなコンプライアンスの部分も含めてしっかりとした研修を受けられるような仕組みになっておりますので、是非受講していただきたいと考えております。

宮成委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

宮成委員長 委員外議員の方は、質疑等はありませんか。

福崎委員外議員 勉強不足で申し訳ないのですが、今の指導者の話に関連して、よく文化部に対しては例えば県とか市町村はどうしてくれているのかという声を聞くのですが、その文化部

に対する取組の状況をちょっと教えていただけたらと思います。

手嶋文化課長 ありがとうございます。

文化部に関しましては、基本となるのは、恐らくどこの市町村も多くは、吹奏楽部がメインになっているところが多いように受け止めております。

吹奏楽部を中心として、昨年度になりますけれども、四つの市町によってモデル事業等に取り組んでおりますけれども、完全な地域展開への移行というところに関しましては、昨年度の終わりの段階では1市のみにとどまっておりますので、今後は体育の方とも連携しながら、文化の方でも指導者の確保だとか、あるいは受け皿のところが重要な課題になっておりますので、その辺の確保について連携しながら取り組んでいきたいと考えているところです。

福崎委員外議員 吹奏楽だけではなくて、書道とかいろいろありまして、やっぱり目立つところは何か手を差し伸べてくれるけれども、例えば地道に活動している目立たない部なんていうのは、なかなか手が届いていない部分があるんじゃないかと思っておりますので、そこら辺もしっかりとサポートしていただいて、全ての文化部が力を発揮できる、素晴らしい成績を残せるように応援をお願いしたいと思います。

宮成委員長 ほかにありませんか。（「県内所管事務調査のほかの件でいいですか」と言う者あり）

原田委員 ちょっと2点言わせてください。

県内所管事務調査で行った2か所を取り上げさせてもらいます。

まず1点は、学びヶ丘中学校です。今年開校したわけですがけれども、本当によく皆さん方がいろいろなことを考えながら取り組まれていると感じました。

私たちが行ったときにスーパーボランティアの尾畠さんがいらっしゃったんですけれども、尾畠さんは小学5年のときに農家へ奉公に出されて以降、中学校卒業までほとんど学校に通えなかったのですが、今は学ぶのが楽しいとおっしゃっていました。

尾畠さんだけでなく、夜間中学校に入学される方というのは、やっぱり強い思いを持って入学されているということを感じていますので、是非これからも応援をしてあげていただきたいなと思います。

もう1点は、別府やまなみ支援学校です。昨日行かせていただいたんですけれども、本当に広い校舎の中に、ホテル実習室や喫茶実習室、ギャラリー等、本当に工夫されて取り組まれていると感じました。

今回、第三次特別支援教育推進計画の中で移転という形になったんですけれども、南石垣支援学校のような街中ではなくて、ちょっと外れたところに今回できたわけなんですけれども、別府市民の中にはやっぱり不安視する声が結構あったんですよね。だけれども、昨日行ってみてこれは正解だったなというふうに私自身確信しましたし、これからは是非頑張っていきたいなと思います。

それから視察に行ったときに、バス路線がないのでどうされているかお聞きしたんですけれども、今はもう通学のバスが2台あって、しかも運転されている方は亀の井バス株式会社のOBの方ということで、安全に配慮していただいたことに本当に有り難いというふうに思いましたので、その感謝の気持ちとお願いも含めて言わせていただきます。

阿部副委員長 私も昨日別府やまなみ支援学校に行かせていただきまして、大変立派な環境が整ったと思っておりますし、高等部については卒業後の就職に向けた訓練もかなり充実していると感じました。

何年か前にさくらの杜高等支援学校ができましたが、こちらは生徒たちがかなり訓練をして何とか一般就労につながっているというようなことを聞いたことがあります。別府やまなみ支援学校も一般就労に向けた訓練に力を入れているようですから、できれば国東市や中津市、それから杵築市や日出町辺りの生徒が通えるように——さくらの杜高等支援学校は杵築市からも通っている生徒がいると聞いています。ですから、さくらの杜高等支援学校より近いこの別府

やまなみ支援学校に行く方が近いと思ったりしたのですが、高等部の校区の扱いはどうなっているのでしょうか。

岡本特別支援教育課長 御視察ありがとうございました。

ただいまの御質疑に関して、まず校区についてですが、小学部及び中学部については別府市内ということで校区があります。高等部については、高等学校と同様に全県一区ですので、他校区からの通学も可能となっております。現時点で、別府やまなみ支援学校は日出町から1名通学しており、さきほど委員がおっしゃったさくらの杜高等支援学校の方には、宇佐市、中津市等からも通学しております。もしも別府やまなみ支援学校の方の施設や設備が良いと思われた場合は、高等部であれば入学することが可能となっております。

阿部副委員長 ありがとうございます。

別府やまなみ支援学校はグラウンドやプールなど立派な施設でありましたので、是非そこら辺も含めて周知していただきたいと思います。

三浦委員 今の阿部副委員長の質疑に関連して、私も昨日別府やまなみ支援学校に行ってきましたが、本当に全国トップクラスの施設じゃないかなと思っております。

まずはこどもたち、児童生徒でありますけれども、先生方も本当に生き生きと毎日を過ごされているという明るいイメージを持ちました。そうすると、今言うように、児童生徒もそうですし、保護者も別府やまなみ支援学校で是非こどもを学ばせたいという方がこれから増えてくるんじゃないかなと思いますので、是非その辺もしっかり内部で検討を重ねていただいて、一人一人が充実した学びであったり、時間が過ごせるような仕組みづくりをよろしくお願いしたいと思います。

宮成委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

宮成委員長 ほかに御質疑等もないので、以上で県内所管事務調査のまとめを終わります。

この際、何かありませんか。

戸高委員 さきほどの別府やまなみ支援学校の

件で、私は所用により参加できなかったのですが、地元の皆さんからすごくにぎわいが戻ったという喜びの声を結構聞いておりますので、ちょっとそこだけお伝えをさせていただきます。

それと、報道等でも出ましたけれども、先日の東京都内の小学校の火災の件に関連して、大分県では防火点検等も現にされているということや、生徒が主体となって抜き打ちの避難訓練とかをやったりする高校等も今までありましたけれども、改めて県教育委員会として確認したことなどがあれば教えてください。あと防火設備について、今回の火災では使い切れなかったというようなこともありましたので、そういったところを踏まえての課題の認識について、ちょっとお聞かせいただければと思います。

安部学校安全・安心支援課長 東京都内の小学校の火災を受けてということでございます。

私どもも、火災が発生した原因も含めて今報道等を注視しているところでありますけれども、私ども大分県の状況で申し上げますと、火災対策として、消火訓練あるいは避難訓練等を年に複数回行っており、また、地域とも連携しながら、学校によっては消防署の指導の下、出火場所あるいは避難経路などを設定したり、さらには通常の避難訓練とは違って抜き打ちでアナウンスをし、こどもたちがその時にどう動けるかといった取組や、通常通る経路を通行止めにして、そのときにどういうふうに判断し、避難できるかといった取組を、学校によっていろいろなアドバイザー等の御支援もいただきながら取り組んでおります。

また、東京都内の小学校の火災の状況が私どもにも分かれば、対岸の火事とせずに、今後の研修等でいかしていきたいと考えております。

宮成委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

宮成委員長 ほかにないので、これをもって教育委員会関係の審査を終わります。

執行部はお疲れ様でした。執行部が入れ替わるので、少々お待ちください。

〔教育委員会退室、警察本部入室〕

宮成委員長 これより、警察本部関係の審査に入ります。

本日は、委員外議員として小川議員、福崎議員、佐藤議員に出席いただいています。

初めに、九重町松木における土砂災害に伴う警察措置について執行部の説明を求めます。

平松警察本部長 警察本部長の平松でございます。

宮成委員長をはじめ、委員及び委員外議員の皆様方におかれましては、平素から警察業務の各般にわたり深い御支援を賜り、厚く御礼を申し上げます。

先日、玖珠郡九重町において土砂災害が発生しました。お亡くなりになられた方はおられませんでした。土砂に家屋が巻き込まれてお怪我をされた方や、避難をされた方々に対して心よりお見舞いを申し上げます。今回の災害では、県警察といたしましても、県及び九重町と連携して対応に当たったところであり、警察が執った措置等については、この後、警備部長から説明をさせていただきます。

また、5月12日から昨日までの間に行われた県内所管事務調査において、警察関係施設の調査をしていただき、多くの御意見や激励を賜りましたことに対しても厚く御礼を申し上げます。

本日の委員会では、県内所管事務調査のまとめとして、特殊詐欺の現状と被害防止に向けた取組について説明させていただき、その後令和7年度予算の繰越しについて御報告させていただきます。

それぞれにつきましては、担当部長等から説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

三浦警備部長 九重町松木における土砂災害に伴う警察措置について御説明します。

6月17日午後7時頃、玖珠郡九重町松木において発生した土砂災害において、管轄の玖珠警察署は関係機関等と連携の上、被災者の救出救助や近隣住民の安否確認、避難誘導等に当たりました。

玖珠警察署は、近隣住民からの１１０番通報で本件を認知し、直ちに警察官３名を現場に急行させ、現場では土砂で倒壊した家屋の傍らで下半身が泥に埋まった状態で助けを求める女性を発見したことから、周囲の安全を確認しながら住民と協力して泥をかき分け、女性を泥から引っ張り出して救助しました。女性は足を骨折するなどの怪我を負ったものの、幸い命に別状はありませんでした。

このほか、警察官５名は地区住民の協力も得て、土砂崩れ現場の直近家屋住民の安否確認を行い、ほかに巻き込まれた住民がいないことを確認するとともに、九重町職員と連携して住民の避難誘導に当たりました。

また、土砂崩れ現場の県道は、倒壊した家屋の瓦礫と流出した土砂により通行ができなくなっていたほか、さらに法面から土砂が崩落する危険があったことから、道路管理者と連携して広範囲に通行止めを行い、二次災害の防止に努めました。

この土砂災害では、当初９世帯３０名が近隣の公民館などに避難したことから、玖珠警察署では夜を徹して避難住民の居宅のほか周辺の警戒を実施するとともに、被災地区の住民にも広く鍵掛けなどの呼び掛けを行ったところで、現在もパトカーによる立ち寄り警戒を継続しております。

県警察としましては、被災された方や地区住民の心情に寄り添いつつ、引き続き安全安心の確保に努めてまいります。

今後も災害の発生が懸念されるところですが、発災時迅速的確な災害応急対策を実施することができるよう、引き続き備えに万全を期してまいります。

宮成委員長 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から質疑、御意見等はありませんか。

原田委員 今、避難された方に鍵掛けを呼び掛けたと言われましたけれども、やっぱりこういった災害が発生したときに、火事場泥棒というんですか、そういったことはよくあるんですね。

三浦警備部長 そのとおりです。東日本大震災以来、そういった災害の際に部屋から避難された際に鍵掛けまではちょっと余裕がなくて、そこに窃盗に入るということはよくあることでございます。

戸高委員 大変ありがとうございました。通報を受けてから迅速に行っていただいて、まだ埋もれている状態から警察と地元の方が救っていただいたということで、本当に感謝を申し上げたいと思っております。

１点お聞きしたいのが、こういったケースの場合にまず県で防災対策連絡室が立ち上がると思うのですが、今回で言うと地元の九重町も同じようなものを立ち上げると思うのですが、そのときの地元の警察の対応と、警察本部としてどのような体制を組まれているのかを教えてください。

三浦警備部長 通常であれば、県の警戒本部等に合わせて警察本部も災害警備本部を立ち上げるところですが、今回に関しましては、発生から３０分ほどで被災者も救助することができましたし、さらに被災した方はいないということも確認できましたので、警察本部あるいは警察署の方で警備部以外の各部を跨ぐような対応が特になくなりましたので、災害警備本部は特に立ち上げることもなく終了しております。玖珠警察署においては、いまだにしっかりと警戒活動は実施しておりますし、本部の有無にかかわらず、そういった対応をしております。

宮成委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

宮成委員長 委員外議員の方は、質疑等はありませんか。

小川委員外議員 今回の件については、大変御迷惑をおかけしました。今言われるように、私も現地に駆けつけたのが午後８時前ぐらいだったと思いますが、そのときは既にもう交通規制等もしていただいて、警察の皆さんも、土木職員の皆さんも必死に対応に当たっておられました。

今言われるように、夜の１０時前ぐらいに鍵は掛けていますかと盛んに声掛けされておった

んですね。もう皆鍵どころじゃないという話をしておりましたけれども、災害時にやっぱりそういう貴重品というところまで皆目が向いていないというか、何でもこういうことが発生したんだろうかという話が盛んであったんで、適切な指導をされているなど感じました。

ただ、やっぱり夜でしたので、何人かはちょっとお酒を飲んでいて、警察官がもうこれ以上行ったら危ないと言うんですけれども、自分の家に行くのに何が悪いのかと言い出す人もあったんですね。いろいろな意味で大変だなと思っておりましたけれども、本当にありがとうございました。

宮成委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

宮成委員長 ほかに御質疑等もないので、次に県内所管事務調査のまとめを行います。執行部の説明を求めます。

後藤生活安全部長 特殊詐欺の現状と被害防止に向けた取組について御説明いたします。

資料2ページを御覧ください。

1 特殊詐欺の現状について御説明いたします。

(1) 被害の推移を御覧ください。

県内における令和7年の特殊詐欺の被害件数は747件、被害額は23億7,302万円で被害件数、被害額ともに過去最大となりました。また、本年5月末現在、特殊詐欺の被害件数は319件、被害額は既に10億円を超えております。

続いて、(2) 手口別発生状況を御覧ください。

これは、本年5月末現在における特殊詐欺の被害件数と被害額を手口別に表したものです。

手口で最も多いのは架空料金請求詐欺の108件、次いでSNS型投資詐欺の86件となっており、この二つの手口で全体の約6割を占めます。

手口別の被害額では、SNS型投資詐欺が4億8,235万円と最も大きく、次いでニセ警察詐欺の2億3,055万円で、SNS型投資詐欺やニセ警察詐欺は1件当たりの被害額が高額になりやすいという特徴があります。

続いて、(3) 被害の特徴を御覧ください。

上段の円グラフは、被害者が犯人から受けた被害者の初回連絡ツールを表したもので、携帯電話が最も多く全体の約4割を占めています。

下段の円グラフは、犯人が使用した電話番号種別を表したもので、犯人は、国際電話番号を使用して詐欺の電話をかけてくるのが最も多く、全体の約4割を占めています。

続きまして、2 被害防止対策について御説明いたします。

資料3ページを御覧ください。

県警では、現在特殊詐欺について、犯人と話をしない対策、犯人に騙されない対策、犯人にお金を渡さない対策の3本柱を基本として、被害防止対策を実施しております。

対策の柱の一つ目、犯人と話をしない対策です。これは、特殊詐欺の手口を知っていても、犯人の巧みな話術でだまされ、被害に遭う方もいますので、犯人からの電話を遮断することで、被害防止を図るという対策です。

さきほど被害の特徴でも述べましたとおり、最近の手口として、犯人は国際電話番号を使用して被害者の携帯電話に電話をかけて犯行に及んでいるケースが多くなっています。

そこで、国際電話番号からの着信や、過去に特殊詐欺の犯行に利用された電話番号の着信をブロックする機能などを備えている警察庁推奨の特殊詐欺対策アプリの利用普及に向けた取組を行い、犯人と話をしない対策の強化を図っているところです。

対策の柱の二つ目、資料右側の犯人に騙されない対策です。

これは、県民に対して詐欺の手口や対処法を周知することで、特殊詐欺に対する抵抗力の強化を図るものです。

最近の傾向として、高齢者だけでなく若い世代にも被害が拡大していることから、幅広い世代に対して最新の傾向をタイムリーに伝える必要があります。

県警では、警察官や今年度新たに採用しました防犯活動アドバイザーが、高齢者サロンや民間企業などにおいて防犯講話を行ったり、その

ほかテレビ、ラジオ、県警公式SNS等を活用した情報発信活動など、積極的な広報により注意喚起などを行っているところです。

対策の柱の三つ目、犯人にお金を渡さない対策です。

これは、犯人にだまされて今、正にATMで振込みをしようとしている人や、電子マネーを購入しようとしている人に対する水際対策です。

ATM対策として、防犯パトロール隊などと共同したATM集中警戒を実施しています。

また、電子マネー対策としましては、被害者の購入先の多くはコンビニエンスストアであることから、電子マネー用封筒を作製し、県内のコンビニエンスストアに配布して購入者に注意喚起をしていただくよう依頼しております。

今後も、以上の三つの対策を継続し、関係機関と連携を図りながら各種被害防止対策を推進するとともに、検挙と予防の両面で総合的な対策を強力に推進していきたいと考えております。

宮成委員長 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

宮成委員長 それでは私からお聞きますが、被害防止対策として3本柱を掲げられていますけれども、この中でまずは犯人と話をしない対策、これが一番確実に話も早いということだと思うんですけれども、この中でまず1点が、特殊詐欺対策アプリ、これについて今後どのような展開をされるのかということ、もう1点が県、市町村による補助金を活用した警告・録音機能電話機の普及促進とあるんですけれども、18市町村全てで取り組んでいるのか、どのような形で県警と一緒に取り組んでいるのかが分かれれば教えてください。

後藤生活安全部長 お答えいたします。

まずは、特殊詐欺対策アプリの件でございますけれども、これは警察庁が推奨アプリとして二つのアプリを推奨しておりまして、このアプリの導入といいますか、インストール等をするように民間企業に委託しております。その委託企業が、運転免許センターや県立病院、医大、

国立医療センターといった病院ですとか、銀行等へ赴きまして、こういった推奨アプリがあるというような広報をするとか、インストールのお手伝いをするといったことを始めておりまして、5月11日から8月31日までの間に強力に推進していきたいと考えております。

もう一つの県や市町村の補助金を活用した警告・録音機能電話機の普及促進ということですが、これは県と市町村が主にやっているわけですが、それでも、県警察としましては、防犯講話といった機会に県民の方に紹介しております。これは県と18市町村全てでやっているんですけれども、電話機の購入費用の3分の2を補助するという形で、例えば1万5千円の電話機であれば、そのうちの1万円を補助するということになります。市が1万円補助しますと、県がそのうち5千円を補助するという形で、購入者、市町村、県が3分の1ずつ分けるような形で補助することとなっております。昨年も1,600件ぐらいがこの電話機を設置していると聞いております。

宮成委員長 どうもありがとうございました。

18市町村で約1,600件、結構な数ですね。これが次第に普及していけば、だまされる対象が少なくなると思いますので、引き続き頑張りたいと思います。

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

宮成委員長 委員外議員の方は、質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

宮成委員長 ほかに御質疑等もないので、以上で県内所管事務調査のまとめを終わります。

次に、執行部より報告をしたい旨の申出がありましたので、これを許します。それでは、①の報告をお願いします。

松中会計課長 令和7年度予算の繰越しについて御説明いたします。

資料4ページを御覧ください。

第1項警察管理費4,765万7千円を本年度に繰り越したものでございます。

本予算につきましては、令和8年第1回定例

会におきまして繰越限度額の御承認をいただいております。

第4目警察施設費の事業名、警察施設改修費4,765万7千円につきましては、交番・駐在所のLED化に係る工事費でございます。LED照明器具が全国的に供給不足であったことから、年度内に工事を完成することが困難な状況となり、繰り越したものでございます。

宮成委員長 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

宮成委員長 それではまた私からお聞きますが、今年度に繰越しということなんですけれども、今年度中に全ての交番、駐在所のLED化に係る工事が完了するという理解でよろしいのでしょうか。

松中会計課長 今後、4交番14駐在所のLED化を定期的に進めていきますが、今年度中には全ての工事は完了しません。

宮成委員長 それではLED化に係る工事はいつまでに完了する予定でしょうか。

松中会計課長 令和12年度までの予定となっております。

宮成委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

宮成委員長 委員外議員の方は、質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

宮成委員長 ほかに質疑もないので、以上で諸般の報告を終わります。

この際、何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

宮成委員長 別がないので、これをもって警察本部関係の審査を終わります。

執行部はお疲れ様でした。

委員の皆様は、この後協議を行うので、このまま御着席願います。

〔警察本部、委員外議員退室〕

宮成委員長 それでは、内部協議に入ります。

まず、閉会中の継続調査についてお諮りします。お手元に配付のとおり、各事項について閉会中、継続調査をしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

宮成委員長 御異議がないので、所定の手続を取ることにします。

次に、県外所管事務調査についてです。事務局に調査行程案を説明させます。

〔事務局説明〕

宮成委員長 ただいまの説明のとおり、この行程表案で実施することとしてよいですか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

宮成委員長 それでは、この案に沿って調査を実施したいと思います。今後の調整にあたっては、委員長に御一任願います。なお、都合により欠席する場合や途中離脱を行う場合は、早めに事務局へ連絡をお願いします。

以上で、本日の協議事項は全て終了しました。

この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

宮成委員長 別がないので、これをもって委員会を終わります。

お疲れ様でした。